

第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針（法第3条・第4条・第13条第2項第1号）

現状認識

- ・現在、日本経済は大きく変化するチャンスを迎えており、「潮目の変化」の今、長年続いたデフレ構造から新しい経済ステージへと移行できるか否かの正念場。特に、製造業の国内回帰、インバウンドを含む観光消費の拡大、農林水産を含む輸出拡大など、地域経済の活性化に向けた大きな動きが見られる中、それらを支える小規模事業者の存在が欠かせない状況。
- ・一方、小規模事業者の経営を巡る環境は、「大幅な賃上げ」「少子高齢化・人口減少」「人手不足」のほか、「経営者の高齢化・後継者不足」「原材料・エネルギーコスト等の上昇」「50年ぶりの円安水準」など、急速かつ大規模な変化を遂げつつある。経営資源に乏しい小規模事業者が、こうした事業環境の変化を踏まえながら経営課題に単独で対応していくことは極めて困難であることから、支援機関による伴走支援は一層その重要性を増している。
- ・しかしながら、小規模事業者を取り巻く環境や抱える課題が多様化・複雑化することにより、経営指導員等の業務が質・量ともに急増し、結果として人件費等の絶対額が不足している状況。こうした状況が引き金となり、人員不足や支援ノウハウ・知見の不足が顕在化し、従来型の支援体制での対応が困難であり、支援体制の強化が喫緊の課題。
- ・また、我が国は、近年相次ぐ自然災害等に見舞われており、地域の経済・雇用を支える小規模事業者に大きな影響をもたらしている。

基本的考え方

- ・こうした時代の転換点にあって、事業の拡大を目指す意欲的な小規模事業者はもとより、事業を持続し地域を支え続ける小規模事業者においても、時代の変化に応じてこれまで以上に「稼ぐ力」を高めていく必要がある。小規模事業者の「特性、強み」を發揮し「新たな需要が喚起される分野」に積極的に取り組むことができれば、稼ぐ力を高める好機となり、経営の自走化や地域経済の成長発展につながる。小規模事業者が減少する中でもその「機能」を育成・維持し、地域経済を成長させ、社会を機能させる適応策を講じていくという考え方は、地方創生の理念とも合致するものであり、双方の取組を一体的に進めることで一層の効果が期待される。
- （小規模事業者の特性、強み）
- ・取引先や消費者の多様なニーズにきめ細かに対応し、バラエティ豊かな製品・商品・サービスを提供でき、新たなニーズを喚起できる。
- ・SNS等のウェブメディアの発達により、小規模事業者の強みを一層生かしやすい状況となっている。
- ・所有と経営の一致により、迅速な意思決定ができることから、ニーズに対応した戦略転換が容易であり、長期を見据えた行動が可能。
- ・小規模事業者の有する経営資源を次世代に引き継ぎ、社会全体で有効に活用するため、新陳代謝の円滑化を進める必要。
- ・地域を支える担い手として、小規模事業者の社会的意義を再認識する必要。
- （新たな需要が喚起される分野）
- ・観光、食、農林水産業、文化、伝統等は、国や地域に固有の体験価値を提供できる分野であり、外貨獲得の絶好の機会。
- ・顧客ニーズへのきめ細かな対応が可能という強みを生かし、国内外の顧客に対して多様で魅力的な商品・サービスの提供等が求められる。その際、特産品や観光コンテンツの開発、販路開拓といった攻めの取組に加え、地域ブランドの保護等の守りの取組を進める必要。
- ・地域とのつながりが強い小規模事業者に対する期待は今後更に高まると想定されるため、地域課題解決を図る取組を進める必要。
- （需要を見据えた経営力の向上）
- ・小規模事業者は、経営力を強化し、事業の拡大や持続的な発展につなげるため、経営リテラシー（経営戦略・会計・知的財産等）を高めていくとともに、経営者のビジョンを文字化し、経営計画に落とし込む過程において、外部環境や自社の強み・弱み、経営課題等についての分析を行うプロセスを経ることにより、経営の自走化を目指す必要。
- （支援機関の体制・連携強化）
- ・商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費や商工会館の施設整備費等の事業費の確保、デジタルツールの活用やナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化、広域的な支援体制の構築等により、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく必要。
- ・商工会・商工会議所だけでなく、地方公共団体、中小機構、団体中央会、商店街振興組合、中小企業支援センター、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、活性化協議会、金融機関等が相互に緊密に連携し、地域で総力を挙げて取り組む必要。
- （自然災害等への対応と事業継続力の強化）
- ・頻発化・激甚化する自然災害からの早期の復旧・復興に向けて、引き続き、国・都道府県・市町村が一体となった支援が必要。
- ・被害の軽減や早期の復旧を図るため、様々なリスクを認識した上で、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく必要。

4つの目標（法第6条第1～4号）

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 1. 需要を見据えた経営力の向上 | 一経営者の意識改革、事業の持続的発展、意欲ある事業者の成長発展一 |
| 2. 経営資源の有効活用、人材の育成・確保 | 一新陳代謝の円滑化、事業継続力の強化、人手不足対策、人材の育成・確保一 |
| 3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進 | 一地域の持続的発展、地域経済・生活・コミュニティの活性化一 |
| 4. 支援体制の整備その他必要な措置 | 一支援機関の体制強化、国と地方公共団体との連携強化、手続の簡素化一 |

第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（法第13条第2項第2号）

15の重点施策（法第5条・第6条）

1. 需要を見据えた経営力の向上

- (1)経営者のリテラシー（経営戦略・会計・知的財産等）向上
- (2)経営計画の策定
- (3)需要開拓・新事業展開
- (4)取引適正化対策

法第14・15条関連

2. 経営資源の有効活用、人材の育成・確保

- (5)起業・創業
- (6)事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ
- (7)多発する大規模災害等への対応
- (8)事業継続力の強化
- (9)人手不足対応、人材の育成・確保

法第16・17条関連

3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進

- (10)地域経済の活性化
- (11)地域の生活・コミュニティの活性化
- (12)地域課題解決の推進

法第18・19条関連

4. 支援体制の整備その他必要な措置

- (13)支援機関の体制・連携強化
- (14)国と地方公共団体との連携強化
- (15)手続の簡素化・施策情報の提供

法第20・21条関連

第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項（法第13条第2項第3号）

- | | |
|---------------------------|--|
| 1. 地方公共団体の責務
法第7条関連 | ：都道府県は、市町村と連携しつつ、国との定期的な連絡会議を通じて事例や知見を蓄積し、経営指導員等の人件費等の確保を含め、小規模事業者の振興に関する施策を主体的かつ積極的に講ずることが求められる。自然災害等が発生した場合は、被災事業者の被害状況の把握に努めるとともに、国と連携しつつ、災害規模に応じ、被災事業者の復旧への取組支援が求められる。 |
| 2. 小規模事業者の努力等
法第8条関連 | ：小規模事業者の事業の拡大や持続的な発展のためには、小規模事業者自らの取組が不可欠であり、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努める。小規模事業者同士が連携した営業協力や共同調達等による「共助」の取組の強化に努める。中小企業団体は、小規模事業者の振興に主体的に取り組むよう努める。 |
| 3. 関係者相互の連携及び協力
法第9条関連 | ：国、地方公共団体、中小企業基盤整備機構、中小企業団体やその他関係者は、支援があまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、地域で総力を挙げて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。 |